

第 8 回

外国法事務弁護士制度に係る検討会

議事録

第 1 日 時 平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日 (火) 自 午前 1 0 時 0 0 分
至 午後 1 1 時 4 0 分

第 2 場 所 弁護士会館 1 7 階 1 7 0 2 会議室

第 3 議 題 1. 開会
2. 事務局説明
3. 意見交換
4. 閉会

第 4 議 事 (次のとおり)

○松本官房付 それでは、所定の定刻を少し回っておりますが、ただいまから第8回外国法事務弁護士制度に係る検討会を開会させていただきます。

本日は、御多忙の中御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、加藤裕子委員と陳天華委員が所用により遅れて参加されます。

それでは、ここから松下座長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○松下座長 おはようございます。それでは、本日の議事に入りたいと思います。

初めに、事務局から本日の配付資料について御説明をお願いいたします。

○松本官房付 本日の資料として、議事次第に記載しております資料を配付しておりますので御確認ください。

○松下座長 どうもありがとうございました。

続きまして、本日の議事進行ですが、本日は、事務局において、いわゆるB法人制度に関して、これまでの検討会の議論を踏まえて、論点の整理を行っていただいております。まず、法務省から、資料に基づいて論点整理の趣旨について、説明をしていただきます。その上で論点ごとに、委員の皆様に意見交換を行っていただきたいと思います。

それでは、まず法務省から、論点整理について御説明をお願いいたします。

○松本官房付 それでは、お手元にお配りしております「平成21年外国弁護士制度研究会において創設すべきと提言されたB法人制度に関する論点整理」と題するA4の書面を御覧ください。

法務省から、弁護士と外国法事務弁護士が共に社員となることのできる法人、いわゆるB法人について、これまでの検討会での議論を踏まえて、論点整理をさせていただきましたので、この資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず前提として、本検討会に先立ちまして、平成21年に開催された外国弁護士制度研究会においては、いわゆるA法人とともに、B法人について創設すべきとの提言をいただいていたところでございます。ただし、B法人制度の導入につきましては、一定の懸念が示され、それを払拭するに至らなかったため実現していないという現状でございます。そこで、本検討会におきましては、そのような経緯を踏まえて、資料にございますように、B法人制度に対して示された懸念について、委員の皆様に意見交換をお願いしたいと考えております。

まず、1番目の1つ目の丸ですが、外国法事務弁護士による不当関与に関して、2つの論点をお示ししております。具体的には、1つ目が、B法人設立を認めると、外国法事務弁護士である社員が、社員又は使用人である弁護士を介して権限外の日本法に関する法律事務を取り扱うおそれがあるとの懸念について、どのように考えるのかということ。また2つ目が、B法人と類似の活動形態である外国法共同事業と比較して、意思決定を内部で誰が行っているか見えにくいため、外国法事務弁護士による権限外の法律事務の取扱いを外部から確認することがより困難となるとの懸念について、どう考えるのかということでございます。

さらに2つ目の丸ですが、不当関与を防止するための方策にどのようなものが考えら

れるかということについても御議論をいただきたいと考えております。

資料に米印で記載させていただいておりますが、現行の外弁法上も外国法事務弁護士が弁護士を雇用する場合や、外国法事務弁護士が弁護士又は弁護士法人との間で外国法共同事業を行う場合には、不当関与を禁止する規定を設けており、今後施行されるA法人についても同様の規定を設けております。また、このような外弁法の規定に違反して権限外の法律事務を行った場合には、懲戒処分の対象となり、特に違法性の強い一定の類型については、罰則規定も設けられております。

そこでB法人について、これらの不当関与を禁止する規定と同様の規定では足りないのかといった観点からも、委員の皆様方に御意見をいただければ幸いです。

続きまして、資料の2でございますが、B法人制度の実務上の利便性についてです。B法人制度の創設について提言をいただいたのは、平成21年の外国弁護士制度研究会でございます。この提言をいただいた時点から、一定の期間が経過しております。そして、当時とは外国法事務弁護士を取り巻く状況が若干異なる点もあろうかと存じます。

そこで、改めまして1つ目の丸ですが、B法人制度のメリットについて、外国法事務弁護士及び弁護士側からどのようなメリットがあるのか。また、利用者側からもどのようなメリットがあるのか、御議論をいただければと考えております。また、併せまして2つ目の丸ですが、B法人制度に対する実際上のニーズについて、B法人制度が創設された場合に実際に利用されるかどうか、あるいはより利用しやすい制度とするためにどのような方策が必要かといった点について、委員の皆様方から御意見を頂戴できればと考えております。

以上が法務省からの説明でございます。

○松下座長 どうもありがとうございました。ただいまの説明を踏まえまして、本日の意見交換は2つのパートに分けて行いたいと思います。

まず、今御説明いただいた論点整理の資料の1に記載された論点を御議論いただきたいと思います。今御説明があったとおりですが、B法人制度につきましては、平成21年の外国弁護士制度研究会において、A法人とともに創設すべきであるという御提言をいただいておりますけれども、B法人制度創設に対しては一定の懸念が示され、それを払拭できないということで実現に至っていないという状況であります。そこで、懸念として示された外国法事務弁護士による不当関与についてどのように考えるのか、また不当関与を防止する方策として、どのようなものが考えられるのかといった点について、意見交換をお願いしたいと思います。

その後、論点整理資料の下の方の2に記載された論点に移りたいと思います。B法人制度創設の提言をいただいた平成21年の研究会報告からそれなりの期間が経過しており、改めてB法人制度の実務上の利便性について、御意見を頂戴できればと考えております。

各論点の時間配分なのですが、議論の状況を見ながら、私の方で適宜進行させていただきたいと思います。各論点に関しましてはこれまで関係団体の皆様からもヒアリングを行ってまいりました。本日はこれらのヒアリングにおける関係団体の皆様の御発言や、質疑応答でのやりとりとの重複を厭わずに、委員の皆様がどのようにお考えになられたかを、改めまして委員御自身の御発言として御披露いただければと考えております。ど

うぞよろしく願いいたします。

それでは、中身に入りますが、まず論点1のB法人制度に対して示された懸念について、意見交換をお願いいたします。どなたからでも、どの点からでも結構ですので、御発言をお願いいたします。

どなたからでも口火を切ってください。

○出井委員　じゃ、口火を切りましょうか。

○松下座長　口火を切ってください。

○出井委員　出井です。1の不当関与について、それから不当関与の防止策について、これまでの意見交換及び前回のヒアリングに基づいて所感を述べたいと思います。

ヒアリングにおいても、組合形態から法人形態に組織形態を変えることによって、なぜ不当関与の懸念が増すのか、それから組合形態と法人形態で法律事務の遂行のやり方、それから組織内の意思決定のあり方が具体的にどのように違ってき得るのか。それが、法が禁止する不当関与の蓋然性とか可能性にどれくらい影響するのかということについて、私は必ずしも説得的な説明はなされなかったように感じています。

1つだけ、弁理士会の方が特許出願業務に特殊性があるのだとおっしゃっていたかと思います。ただ、その特殊性というのは突き詰めるとどういうことかということ、特許庁への特許・商標などの出願業務を行う際に、対特許庁との関係で法人名しか示さない扱いになっていると、そこが違うということをおっしゃっていたように思います。したがって、担当した弁護士あるいは弁理士の名前を示さないで特許庁に出願するというのが特殊なのだとおっしゃっていたように理解しました。

そこからおそらく、B法人の業務から弁理士業務を外すという2次的な提案ですか。正確に言うと、今申し上げたようなことからすると、弁理士業務全般を外すということではなくて、対特許庁の出願業務だけを外すということになるのではないかと思います。そういう提案が出てくるのかもしれませんが、ただ、出願業務の際に法人名しか示さないことはあくまでも表示の問題であって、内部で不当関与するかどうかということがそれによってどう影響を受けるのかは、やはり分からなかったというのが私の感触です。

法人名で出願することによって、外国法事務弁護士の不当関与がどれだけ大きくなるのか、まだよく分からないというところでございます。いずれにせよ、この本題は特許庁に対してどういう名義で出願するのかという、ある意味では特許庁の取扱いの問題レベルではないかと思いますので、そのことでこのB法人制度における不当関与の懸念全体を決めることはできないのではないかと思います。

それから、その段階で予備的に示されていたB法人の業務から弁理士業務だけを外すということになりますと、これはヒアリングでも指摘されたように、B法人の社員たる弁護士が、法人の業務としては法律事務たる特許出願業務に、特許などの出願業務に携われないということになります。それは個人事件でやるべしということでしたから、やはり弁護士法全体の建て付けからしておかしなことになるのではないかと、非常にいびつな制度になると思いますので、おそらくとり得ない制度であるかと思います。

懸念については以上です。

○松下座長　不当関与の懸念や防止策についてもいかがでしょうか。

それでは、どうぞ。

○亀井委員 どなたも御発言がないようなので、議論の材料として申し上げたいと思います。

ここに示された懸念で、不当関与の点で言いますと、このような建て付けで防止策をきちっと講ずるということだと、おそらく法的にはもう、これ以上あまりやりようがないのではないかと思うわけでございます。そうすると、前回弁理士会から、懸念が払拭できないという言い方でいろいろおっしゃって御主張されている点を考えますと、例えば法律の外側で何かうまく、利用者も含めて懸念を払拭していくような方向性が考えられないかというのが1つございます。

例えば前回の御意見、外国法共同事務所からの御発言の中に、内規を作られているとか、あるいは法務省に対してガイドラインを示してくれないかというような御要望があったと記憶しております。例えばそういうものは法律の制度というよりは、外側で実質的にその懸念を払拭していくようなものではないかと思われまので、ベストプラクティスとして内規を作られるということを推奨するとよいと思います。それは利用者にとっても分かりやすいことになるのではないかと思いますので、外側を埋めるというか、そういう対策があるのかなと思いました。

それから、名義の問題はそのまうまくいくのかよく分かりませんが、代理をしていただく際には必ず委任状を利用者から発行するということになりますので、これはB法人全体に対して委任するという形ではなくて、例えば特定の弁護士に委任するとかいう形で払拭できる部分があるのかなと思っています。これは全くちゃんと詰めたことではないのですけれども、少しそのようなことも思いました。

以上です。

○松下座長 ありがとうございます。ほかの点、いかがですか。

○レブラン委員 委員のレブランですけれども、現在の外弁法の不当関与に関する規定が足りるかどうかについて質問がございます。この数年間、不当関与の事件、懲戒の事件とかがどのくらいあったかという質問ですが、弁護士会とか法務省の方では御存じでしょうか。

○松下座長 これはいかがですか。外弁法上の懲戒で、不当関与を理由とするものということですね。

○片山弁護士 不当関与を理由とした懲戒処分が出たものはないと認識しております。

○レブラン委員 調査とか問い合わせとか……。

○片山弁護士 そこまでいきますと公開できない情報もございますので、回答を控えます。

○松下座長 外弁法上の懲戒がされた事例はないと認識していいわけですか。

○片山弁護士 はい。その理由でされた例、別の理由ではございますけれども……。

○松下座長 不当関与を理由とするものはないということですね。

○片山弁護士 はい。

○レブラン委員 ありがとうございます。

○松下座長 懲戒に関しては、今日の資料の2つ目の丸、米印の小さい方のポツに外弁法違反で権限外の法律事務を行った場合に懲戒処分になるという記載がございますけれども、これに該当する例はないということですね。

○片山弁護士 はい。

○松下座長 今の点でも、ほかの点でもいかがでしょうか。

○岡田委員 委員の岡田です。質問に対する質問で恐縮なのですが、今の御質問の趣旨というのは、要するにこの規定、法律の不当関与に関しては規定がありますがけれども、その規定がワークしているのか、それともワークしていないのかという質問でしょうか。

○レブラン委員 ある程度現実的な問題があるかどうかを確認したかったのですけれども、これからの新しいB法人制度でそういう不当関与の機会が増えてしまうという懸念があるようですが、一応、今どの程度の問題があるのかが分かったらということです。

○岡田委員 岡田ですけれども、たしか私の記憶では前回来られていた外国法共同事業をやっておられる皆さんは、弁護士である以上はちゃんとやっていて、そういう不当関与というのはしないようにきちっとしているのだと。やはりそれがプロだというようなお話だったと思うのです。そのときに私が御質問させていただいたのは、この前お話しされた先生方はそうかもしれないけれども、やはりいろいろな先生方がおられるのだから、じゃ、この不当関与禁止の条文というのはそれなりに効いているのではないかというお話をさせていただいたら、先生方もこの条文というのが背後に存在していて、それが下支えしてくれているといいますか、何かこのようなお話をされていたと私は記憶しているのですが。

○松下座長 今の点でも、ほかの点でもいかがでしょうか。

○上妻委員 上妻です。

前回のヒアリングで、不当関与に関する懸念が特許業務に関して一定程度表明されてはいたのですが、私が聞いた限りでは、不当関与の問題なのか、そもそもB法人の業務執行の問題なのか、不当関与に該当しない部分ですね、そこについての懸念なのかが今ひとつはっきりしなかったなという印象を持っています。不当関与の禁止に関しましては、こちらに書かれているような手当てを予定していると。これはおそらく、前回のヒアリングで聞いたとおり、組合形式である共同事業とB法人とで違いがあるというような理由はどうも出てこなかったという印象を持っています。

業務執行の部分につきましては、ここには当然の前提ということであまりはっきり書いていないのですが、そもそも今のA法人で言いますと特別措置法の50条の8、もともと外弁の資格に関する、要するに権限内の同様の行為だけを業務執行するとなっていて、これはおそらくB法人の外弁の社員も、当然同様の規定になるのだと思います。そういった中で、弁護士会の考えている懸念というのは、日本における特許業務というのは弁護士である社員が執行しなければならないという前提で、外弁にはその権限がないわけですから、当然業務執行を行わないという、そこら辺が表に見えないのではないかという部分だろうと思いました。

それが法人の場合、特許申請が法人名のみで、社員の名前が全くあられないという非常に特殊な制度が前提になっているという話でしたので、かなりイレギュラーな話なのかなと。あくまで形の話であって、本来外弁法上の制度設計では、当然弁護士が執行するというのが外形上も明らかになるという前提で制度設計をされるのだらうと考えますと、その形の齟齬の問題はあまり大した問題ではないのかなと正直感じました。

以上です。

○松下座長 ありがとうございます。ほかの方、いかがでしょうか。

○**崎村委員** 崎村です。

すみません、前回欠席しておりましたので、議事録は拝見させていただきましたが、少し前回のお話を全部理解し切れていないところはあるかと思いますが、先ほど来お話に上がっております特許申請に関しては、必要であればB法人の申請のときは責任者が誰であるかということを開示すればそれで終わる話ではないかと思います。ほかにこの意思決定に関しても、1の最初の丸の2番目のポイントですけれども、誰が行っているか見えにくいところですが、今、外国法共同事業にいる私として、それとB法人制度をとったところでどこが余計に見えにくくなるかというところは、正直理解しがたいところであります。

さはされど、もしそういった懸念がまだ本当にあるのであれば、そういったことに関しては責任者が日本法に関しての弁護士の責任者が誰であるかということを開示するような内容にすれば、それは払拭できるのではないかと思います。

○**松下座長** どうもありがとうございました。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○**加藤委員** 今までの話と同じような話になってしまいますけれども、私も前回の検討会の議論をもっても、今現在ある共同事業、あるいは今後施行されるA法人の制度と比較して、不当関与に関する懸念がより高まるのかという点は正直よく分からなかったなところなんです。おそらく共同事業とか、A法人の制度を作ったときにもこのような懸念があるのではないかという議論がされたのではないかと想像しますけれども、その懸念を払拭する対応策ということで、現在、不当関与防止策という法令上の規定があるのだとすると、同じように防止策の規定を入れればそれで足りるのではないかと感じました。

○**松下座長** ありがとうございます。

○**中西委員** 中西です。

先ほどの崎村委員と亀井委員のお話で、亀井委員は委任のところで誰にということを開示すればとかお話ししていましたが、これは私の理解では、法律による義務づけとかではなくて、1つの望ましいプラクティスとして決めたらどうか、ということとしてお話しされているのかと思ったのですが、それでよろしいでしょうか。

○**崎村委員** もし特許業務に関して、それが法人名で申請できること自体がこのB法人のネックになるのであれば、正直、特許業務の法とのリンクアップももちろん必要だとは思いますが、別に法律で担当弁護士の名前を出せというふうにしても、特に問題はないと思います。もしそれが唯一のネックなのであればですね。

○**松下座長** ということです。

○**中西委員** 私はそういうきつい規制をかけることは望ましくないのではないと思うのですが、それは別にそういうベストプラクティスとして進めて、そういうことをしている法人がマーケットで支持されるということに任せれば済むと思いますので。

○**崎村委員** 私もその方がもちろんベストだとは思いますが、もしそれだけがB法人制度へのネックになっているのであれば考えてもいいかなと思います。ほかの外弁の方にもぜひお聞きしたいですけれども。

○**大村委員** よろしいですか。私も前回欠席しておりましたので議事録で拝見しただけですけれども、大体の概要は理解いたしました。弁理士会の方でおっしゃっていることが、

かなり技術的なレベルで解決できるような問題なのかなという印象を受けました。一番肝心な特許申請業務のところでの懸念ということであれば、法律でやるのはちょっと面倒かもしれませんが、むしろ特許庁での申請業務について少し工夫していただくことを働きかけるぐらいでよいのではないかと、特許庁側で書式なり必要様式なり、そのあたりで少し工夫してもらえば済むようなレベルの問題なのかなという気がしたのですけどね。

○松下座長 なるほど。

○崎村委員 私も100%アグリーです。

○岡田委員 岡田ですけれども、多分、私も同じ意見を持っているのですが、要はこのB法人を設立することに関しての問題点として、もし今の弁理士会からのああいふ問題提起が唯一のネックだというのであれば、それは本当は権限外法律業務は別に弁理士業務に全く限らない。本当にいろいろなものが含まれているのですが、ほんのわずかなところでこのB法人の設立をやめるといふか、止めるというのですか、それは明らかに本末転倒だなという感じはします。そして、弁理士の仕事が特に何か不当関与がされやすい仕事かという、決してそうではないのではないかと。

たしかこの前、外弁の方々がいろいろお話しされていましたが、とりわけ弁理士業務というのは専門性がある、やはりそれはもうエキスパート以上でないととてもやれない、権限外の人が入り込みにくい、だから、むしろそんなことは全然考えていませんよというお話をされていた。多分、それは本当に真実なのではないかなと思っていて、にも関わらずその問題に関して、何か払拭されないからB法人はどうかなというの、本当にもったいないなという感じがしていますし、皆さんがいろいろお話しされたように、その点を何らかの形で技術的に解決することは簡単ではないかなという印象を持ちました。

○松下座長 陳委員、御意見ございますか。

○陳委員 陳です。幾つかの点を申し上げます。

まずは共同事業と法人の区別は何ですか。これまでの議論から言いますと、特に大きな違いがないのではないかと思います。また、法人化すること自体が新しいことでありまして、それなりの優れるところがあり、少なくとも各地で支店を持つことは可能であります。世の中の流れで、現時点では会社が一番優れる組織であります。法人化することもそうですし、そういう意味では法人化することは言うまでもなくいい制度であると思います。これが1点目です。ですから、私はこれを法人化することに賛成いたします。

2点目が、特許の先生たちから前回会議で御発言がありました。日本の弁護士がB法人を設立することによって、特許などの業務を取り扱うことができなくなる。そのような主張は、正面から反対すべきだと私は思います。また、先生たちがおっしゃっているように、実は解決方法がありますね。実際に署名するとか、そのようなテクニカルな解決方法がありますので、解決方法もあれば、特許の協会にちゃんと理解していただければと思います。

3番目は、先日の2つの事務所の御説明がありました。私がそれを聞いたところ、なるほどそれぞれ法律違反にならないようにマニュアルを作ったりとかしている、きちんとやっているという印象を受けました。また、反対の事例、例えば何が不当な関与でそ

うという事例があったかどうか。今、現時点ではまだ見当たらないようです。先日の資料によりますと、何人か外弁が弁護士会の懲戒処分を受けました。中を見ますと、不当関与で懲戒処分される事例が1つもなかったのです。大半が弁護士会の費用が不払いだったらしいです。そういう意味では、実際の事例もなかったようです。

あと最後に、私どもの経験から言います。何年か前までに日本の法律事務所と共同事業でやっていました。その後は別れました。共同事業で何らか、我々の方から向こうに不当に関与して、あるいはこちらが不当に関与されたことによって別れたことはありません。ですから、B法人はあまり違いがありませんし、これまでの共同事業の経験から言いますと、不当関与のことがなかなか想像しにくいです。

なお、前回も申し上げました、日本の弁護士はそんなに簡単に人に左右されることがないと思っています。当然、自分のプライドとかを持っています。

以上です。

○松下座長 どうもありがとうございました。どうぞ。

○出井委員 不当関与については、これは事務所内部で行われることなので、そんな簡単に見つけることはできないというか、外に出てくることはないのです。内部通報があるとか、あるいは不当関与によって間違った法律事務が行われて、依頼者によほど迷惑をかけたとか、そういうことでないと上がってこないの、今まで全くなかったかどうかは分からないということが本当のところだと思います。ただ、私が先ほど申し上げた趣旨は、法人形態をとることによって今の状態と変わるのかということ、それは変わらないのではないかという趣旨でございます。

それからもう1点、これはおそらく皆さん当然の前提で議論されていると思いますし、松本さんの冒頭の御説明でもそういう御趣旨だったと思いますが、不当関与の防止策について、これからもし法律を作る場合にどういう建て付けにするかということですので、ここに書いてあるのは、現在の外弁法における外国法事務弁護士の職務範囲、それから不当関与の禁止、これと同等のものをB法人にも設けるという前提でのお話と理解しております。私が先ほど申し上げたコメントも、そういう前提でのコメントです。なぜ重ねて申し上げるかということ2009年の前回の議論のときに、日本弁護士連合会でもこのB法人制度を議論いたしました。そのときにやはりいろいろな懸念が表明されたのです。ただ、最終的には不当関与の防止などの措置をきちんと講ずることによりその懸念に対処すべきである、そこには配慮すべきであるということでしたので、重ねて申し上げておきたいと思います。

したがって、繰り返しますけれども、不当関与の懸念というのはもちろんどの形態でもあるわけですが、それが法人形態をとることによって同じような規制を入れるのであれば、それは変わらないのではないかという趣旨です。

○松下座長 どうもありがとうございました。

今の出井先生の御発言の前までは、1の1つ目の丸、懸念についてどう考えるかという御発言が多かったのですが、出井先生の御発言は2つ目の丸、不当関与の防止策についてのお話ですね。

○出井委員 すみません、そこは言ったらいけなかったですか。

○松下座長 いやいや、結構です。今までの御発言の中にもあったのですが、1つ目の丸

の懸念の話で一通り御意見が出たと思いますけれども、不当関与の防止策に関して、今、出井委員の御発言にあったとおり、B法人を作るとすれば、現行外弁法上の不当関与を禁止する規定と同様の規制を置くことになるのではないかと思います。それで足りるのかという点についての御意見がもしあれば、ほかの委員の方からもいただきたく思います。それから、既に亀井委員や陳委員からも御発言があったのですが、不当関与の防止策に関して、前回のヒアリングで、例えば必ずパートナーを関与させるとか、内部規程を設けて厳格に対応されているという御説明もありましたけれども、法律の規制ではなくて、そういう事務所内での自主ルールの取組について、委員の皆様がどのように受けとめられたのか、このあたりについてももしよければ御意見、あるいは御感触を伺えればと思います。

○レブラン委員 委員のレブランですけれども、事務所内規程があることは大変いいことだと思いますが、強制的な、法律のような規程や、手続ルールを導入することは私個人が反対です。手続上の地獄に落ちてしまって、お客さんに対してのいいサービス、タイムリーなサービスの妨害になる可能性はあると思います。

○松下座長 今の御発言は、法律で設けるのは現行の外弁法上の雇用とか共同事業の場合の不当関与の規制と同じ規制を置く、という御趣旨でしょうか。

○レブラン委員 そうですね。A法人の不当関与の規制等々のものがあって、それより手続上の誰がサインすることとか、そういう詳細的なルールは各事務所に任せる方がいいと思います。

○松下座長 そうすると、この不当関与の防止策について、A法人よりも厳しいルールを法律で設けるべきではないという、そういう御発言と理解してよろしいでしょうか。

○レブラン委員 はい。

○松下座長 どうもありがとうございました。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○崎村委員 崎村です。私も同じです。不当関与の防止策としては、今こちらにある既にA法人に課されているものと同様でいいと思います。反対にA法人としても弁護士を雇用できるということを考えると、あまり違う策を、A法人プラス雇用弁護士とA法人に、もう一つ外国法共同事業として弁護士が協働でやっていることと別の防止策を設けるとするのはちょっとナンセンスだと思います。

あと、レブラン委員がおっしゃったように、内部的なコンプライアンスまでやるというのですか、そういったものはあくまで内部的なものであって、何か法律でこういうマニュアルを持ちなさいというふうにしますと、本当にそれはただのマニュアルになってしまうと思いますので、そういったことよりは自主的に規制して、またボトムラインとしては不当関与の防止策ということで、今、現時点でもその防止策はある程度機能しているものだと思いますので、それをそのまま続行するのがよいかと思います。

○松下座長 どうぞ。

○亀井委員 亀井でございます。先ほど発言で少し御議論の順番が狂ってしまったかもしれませんが……。

○松下座長 いや、違います。そういう趣旨ではないです。

○亀井委員 中西先生からの御質問にもちゃんと記録に残るように答えておりませんのであれなのですが、繰り返しですけれども、あくまでも不当関与の防止策というのはA法

人、あるいは共同事業において規定されているように、同様の建て付けでちゃんと法的にはそこで担保すると。だから、私が先ほど申し上げたのは、繰り返しになりますが、あくまでもベストプラクティスとしてそういう方向を奨励するということでございます。繰り返しになりますが。

○松下座長 2つのどちらを先に議論しなければいけないと申し上げたつもりはありません。まず1を議論しましょうという話ですから。

B法人における不当関与の防止策は雇用、外国法共同事業、あるいはA法人が日本の弁護士を雇用する場合と並びで、同じであるべきだというのが全体の御意見として伺ってよろしいでしょうか。

○大村委員 やはりプロフェッションの方々の業務の規律というのは、自治的組織の懲戒というのがまず基本で、最悪には資格剥奪というリスクをかけて仕事をしているというのが一番のコントロールだと思うのです。それにプラスして刑事罰も入っているということですから、まあ、これ以上ちょっと考えにくいのではないかとというのが私の意見でございます。

○松下座長 ありがとうございます。

○陳委員 補足いたしますが、今回はB法人の検討会ですが、私から見れば共同事業、A法人、B法人、その中の意思決定のところでは何の変わりもありません。意思決定などに変わりがなければ、不当関与のところで変わったとか、それもないと思っています。誤解のないように、共同事業、A法人などに対する不満を全てB法人のところに集中するのは適切ではありません。そもそも問題があるとすれば、共同事業にもあれば、A法人にもあると思いますので、決してB法人だからこそ問題が増えることではないと思います。

○加藤委員 「法人」と言った瞬間に、株式会社などの一般の会社のようにがっちりした上意下達の組織というイメージができ上がってしまっていて、雇用者が言うことは、被雇用者は何でも従わざるを得ないものであるというイメージが、もしかしたら一般にあるのかなとも思いました。ただ、もしそれをこのプロフェッションの世界の話に当てはめて言うのであれば、日本の弁護士法人でも同じですし、A法人でも同じことだと思います。

日本の弁護士法、あるいは外弁法上、何か悪いことをすれば自分が資格を失うといったリスクのもとで、プロフェッショナルとしての仕事を行う個人の存在を前提に枠組が作られているのであれば、B法人についても同じような前提で物事を考えていいのではないかと考えています。

○松下座長 ありがとうございます。どうぞ。

○岡田委員 委員の岡田です。

各自意見を留めた方がいいということで申し上げますけれども、もちろん私もB法人だから特に不当関与の問題が大きくなるというわけではなくて、A法人であれ、共同事業であれ、実質変わらないのではないかと考えています。基本的にはそういう考えですが、別の見方をすれば、法人の方がある意味では1つのさやの中に入るわけですが、共同事業というのはもう本当に契約関係でくっつくというのですか、そういう状況なので、ある意味でそこはすごくファジーな面がある。逆に言えば見えにくい、中がどうなっているかは何とでもできる。ところが、法人の場合には社員か社員でないとか、

そこは割とクリアな意思決定になってくるのではないかと、そういう考え方もあるので、法人だから何かそこが曖昧になってしまうというのは、むしろ逆の面もあるのではないかと思います。

ということなので、特に法人だから問題が大きくなるというふうな考え方は、私はおかしいとは思っています。

○松下座長 はい。他にいかがでしょうか。

○出井委員 不当関与の防止策については、先ほど現在の外弁法で同様の規律という前提であるというお話をしましたが、私も現時点でこれ以上の、これを上回る規律を法律で設けることまでは必要ないのではないかと考えております。それから、この防止策についてどういう法規のレベルで規律を設けるかですけれども、おそらく大きな考え方としては、職務範囲とか、まさにこの不当関与禁止のレベルは法律で決めておくものであると思っています。ただ、その法律の趣旨を明確にするために、あるいはその潜脱にならないように、いろいろな行為規制をかけていく、これは法律でやるのではなくて、やはり自治組織である日本弁護士連合会の会規でやっていく問題であると私は思っています。

さらに言えば、会規も懲戒を通じて一定の法規規範性があるですから、それもあまり細かなことまで決めるとするのは慎重に、謙抑的にしなければならないのではないかと考えていて、やはりベストなのは皆さんがおっしゃるように、自主的に事務所内のルールとして決めていく、これが基本ではないかと考えています。ただ、それでもいろいろな問題が出てくるということで、ある程度立法事実がはっきりすれば、当連合会において会規で対処する、それが筋であると考えております。

○松下座長 何らかのサンクションの付いたルールと、サンクションの付かない、いわば自主的なルールとのすみ分けみたいなお話ですかね。

○出井委員 はい。できるだけ自主的なところでやっていただくと。

○松下座長 前回、事務所内の内規についてプレゼンで御披露がありましたけれども、あいうのは公表されているのでしょうか。

○出井委員 秘密にするものではないとは思いますが、公表はどうか……。

○松下座長 ほかの事務所の取組を見て、お互いに高めようというのは美しい関係だと思った次第です。

○出井委員 なるほど。

○松下座長 それでは、戻っていただく分には全然構わないのですが、今日の論点整理の1、上4分の3ぐらい。不当関与の懸念、あるいは不当関与の防止策についてはおおむね委員の皆様方からの御意見を伺えたように思いますので、引き続き、2のB法人制度の実務上のメリットについても意見交換をお願いします。

そこに丸が2つあって、1つ目の丸にはポチが2つありますけれども、1つ目の丸はB法人制度のメリットです。外国法事務弁護士、あるいは弁護士側にどういうメリットがあるのか。それから、利用者から見てどういうメリットがあるのか。あるいはB法人制度に対する実際上のニーズのあたりについて、どの点からでも、どなたからでも御発言をいただければと思います。

○崎村委員 崎村です。まずちょっと謝らなければいけないのが、実は私、この2番目のポチの実際上のニーズに関して、外弁全員に聞くつもりだったのですが、すみません、

年末進行でまだちょっとできておりませんので、次回までにはもうちょっと意見を拾おうと思っています。

とりあえず話したところによりますと、ニーズはある程度はあるという認識です。特にあるのが大事務所ではなく、どちらかというと、例えば弁護士がそこそこいて外弁が1人とかいったところの共同事業とか、もう少し小規模の事務所においてそれはあるということです。なぜかという、法人化することによって支店開設が可能になるからです。そういったお話は聞いております。先ほど申し上げましたように、もうちょっと実上のニーズというものを集めようかと思っています。

ただ、私から1つ申し上げたいのは、実上のニーズ、今あるかどうかということはもちろん大切ですが、今できないから、日本でそういった事業化を断念しているということはもちろんあると思うのです。そういった人は今の外弁に聞いても、もしかしたら出てこないニーズかと思います。ですので、反対にそれはもしかしたら日本法の弁護士の方々にお聞きになられてもよいようなことかとも思います。必ずしも今ニーズがこのくらいだったらやらなくてもいいとかそういうことではなく、A法人と同じレベルでB法人もできるというふうに、フェアなグラウンドを作っておいた方がよいかと思っています。

メリットですが、私が今のところ聞いたメリットというのは、支店ですね。やはり日本の各地で支店が開けるというのは、必ずしも外国の弁護士ではなく、外国の弁護士と共同事業をやっている日本の弁護士にある程度メリットがあると聞いております。

○松下座長 なるほど。この委員会は外国法事務弁護士、日本の弁護士、利用者というかユーザーと、それぞれのお立場の方がいらっしゃいますが、あとは研究者の先生ですね。

○中西委員 私は具体的なことは言えませんから、抽象的なことしか言えないので、皆さんが後でもっと具体的なことをおっしゃられる前にちょっとお話しします。実上のニーズとかについてはお話しすることはできません。メリットについても具体的にこういうメリットがあるとかについてはお話しできませんけれども、外国法と日本法が絡むケースにおきましては、いずれにしても日本の弁護士と外国法に関する弁護士の協働が必要になってくると思うのです。それは協働、日本の弁護士から見ると外国法に関する弁護士をどのように調達するかというのは、いろいろ選択肢があっていると思うわけです。アドホックにその場その場で探してくるというのでもいいですし、中に抱え込んでいてもいいと思うわけですが、中に抱え込むあり方として共同事業という形でもいいけれども、B法人という恒常的な形で抱え込むのもいいでしょうが、その場合であってもより適切な方が外にいるのであれば、ある事件についてはアウトソーシングといいますか、探してくることもあるでしょう。そのように法制度としていろいろな選択肢を提供しておいた方が、弁護士側にも、まためぐりめぐって利用者側にも、メリットはあるだろうと抽象的には言えるということです。

なお、以上の話の前提として、私は外国法に関しては日本の弁護士も法的にはできるけれども、それはプロフェッショナルとして望ましいことではないと思っているということがあります。

○松下座長 ありがとうございます。

○亀井委員 ありがとうございます。亀井です。

先ほど崎村先生がおっしゃった支店が開設できるようになるというのは、これは利用者にとっても非常にメリットではないかと思います。特に大都会集中でやる分にはいいのですが、これから地方の中小企業もグローバルに出て行かないとビジネスにならないと言われておりましてそれが奨励されているところですので、できれば地場というか、近いところでワンストップでサービスを受けられるような形というのは、これは利用者にとって非常にいいことではないかと思います。

以上です。

○松下座長 ほかの委員の方、いかがでしょうか。

今、B法人のメリットとしては、支店の開設という御指摘が続きましたけれども、支店の開設以外のメリットは何かあるのでしょうか。ヒアリングで伺ったときに、現行は日本の弁護士法人と外国法事務弁護士が共同事業をやっている、それを外に説明するときには、つまりクライアントに説明するときにちょっとややこしい説明をしなければいけないというようなことがあって、法人にすればきれいに説明できるのだみたいなお話も出たような記憶がありますけれども、その辺はいかがでしょうか。むしろよく分かっている人ほど、それは煩瑣には思わないということなのかもしれないですけれども。

○岡田委員 委員の岡田ですけれども、私の場合も正直言って、どちらかという現実の自分の自分の経験というよりは、どんなことがあるだろうという、ある意味で私の周りの人たちから得られた知識なのですが、仮に海外の案件もやりながら法律業務をやらうとするときに、外国の弁護士と一緒にやろうと。そうすると、本当に優秀な人とやっていこうとすると、もし法人でやるとしたら社員になっていただくというのは結構重要なのではないかと私は思っています。

そういう面では、法人とパートナーシップというそこをどう選択するかというのは、また1つ大きな違いがあるのですが、仮に法人を選択したときに、その社員に外弁に入らせていただけるというのは、やはり優秀な外弁に入らせていただいて、リクルーティングというのか、そういうのでも非常にプラスになるのだろうと私は想像していますが。

○松下座長 ありがとうございます。

○レブラン委員 委員のレブランですけれども、詳細はよく分からないのですが、多分事務所の財務の状況によって、税務上の有利もあると思います。それから、法人化するか、外国法事務弁護士のみのA法人と同等の取扱いを使えるべきだと思います。

○松下座長 ありがとうございます。どうぞ。

○出井委員 特に新たなことをつけ加えるわけではありませんが、メリットとしてまとめると、1つは従たる事務所が設置できる。それから、やはり法人にするとその法人がいろいろな契約の主体になれる。賃貸借契約であったり、いろいろなサプライヤーとの契約であったり、メリットというほどのことではないかもしれませんが、それが法人にする意味だということだと思います。

もう一つが、これはもしかしたら制度上のことではないのかもしれませんが、先ほど皆さんから御指摘のあった法人組織のパートナーというのは社員ですから、法人組織の中に外国法事務弁護士のパートナーと外部に表示できる方を正式に入れることができる。今それができないものですから、先ほど座長から御紹介のあったような非常に複雑な形態にせざるを得ない。それでできるではないかと言われてしまえばそれまでです。

れども、やはりそこはシンプルな形でできるようにしておいた方がいいと思います。大体その3つぐらいかなと思います。

○松下座長 支店開設に加えて、幾つかメリットがあるという御指摘がありましたけれども、メリットと、2つ目の丸のニーズ、ここにいらっしゃる弁護士、あるいは外国法事務弁護士の委員の皆様方がB法人ができるのだったら使ってみようかと思うかどうか、あるいは自分の周りを見て使いたそうな方がいらっしゃるかどうかなと思います。

あるいは、ちょっとつけ加えてですが、前回のヒアリングで既に弁護士法人で先行して法人化している場合に、B法人を作るときに一回全部解散して、真っ白なところからB法人を作るとするのは非常に煩瑣なので、今ある日本の弁護士法人からB法人にスムーズに、いわば水平移動できるような仕組みが必要だというような御指摘もありましたけれども、その辺についてもぜひ御意見があれば頂戴したいと思うのですが、いかがでしょうか。

ちょうど、法人の組織変更みたいな話ですね。全部解散して平場に戻してからもう一回作り直すというのは煩瑣だというのはそのとおりかなとも思ったのですが、いかがでしょうか。どうぞ。

○上妻委員 5年前にもB法人の法制が検討されていて、その際、私は日弁連の側でそれに協力するということをしていたのですが、当時想定していたのは、移行というような制度で、弁護士法人に外弁の社員が入ればそれだけでB法人になる、抜ければまた弁護士法人に戻るといったような制度を検討していたという記憶です。結局、そこは法案という形にまでなっていないわけですが、考え方としては特に無理のない制度だなとは感じていました。もし今回そういうものを想定するのであれば、同様にいいのではないかなと考えております。

○松下座長 なるほど。ニーズの点、あるいは法人形態の移行の点、あるいはそれ以外の点でも結構ですが、いかがでしょうか。

特に詰めて言うなら、A法人が先行してできることになっている中で、今回、こういうB法人を認めることのメリットということですかね。前回の検討会ではA法人、B法人を作るメリットという形で議論したのですが、A法人はもうできることが決まっています、B法人をつけ加えるメリットについて、いかがでしょうか。

○崎村委員 それは今、外国法共同事業である事業がもう法人化をあきらめているところですが、それが検討できるということだと思います。そのほかは今既に弁護士法人で、例えば支店を持っていらっしゃる方々が、もしかしたら優秀な外国法事務弁護士と一緒にやりたいけれども、雇用関係ではなく社員として入っていただきたいというのが可能になると、先ほどおっしゃった雇用のリクルートに関しては、現在の弁護士法人、又はA法人にもメリットがあることなのではないかなと思います。

○松下座長 どうぞ。

○中西委員 だから、共同事業で足りているところ、前回いらした渥美坂井法律事務所は、本当は平成21年の会議でA法人、B法人両方通ってほしいと。そうしたら、直接B法人になろうかなという要望だったわけですね。だから、それがどうもうまいこといかないというので、弁護士の方だけ法人化しているのであって、ですから、そういう方からすると、前回おっしゃっていたようにこのままB法人に移行したいというのは切実な

願いなのだらうと思います。

○岡田委員 ちょっとよろしいですか。

○松下座長 どうぞ。

○岡田委員 岡田です。

1つ弁護士法人というシステムがあって、そして片や外弁法人というか、A法人があると。その間がないというのは何かシステムとしてすごくいびつな感じをまず受けます。そういうのが考えられないとかいうなら当然そうなるのでしょうけれども、むしろ当然ありそうにも関わらず、その真ん中の部分、それぞれが日本の弁護士だけの弁護士法人、外国法事務弁護士だけの外弁法人があって、両方が混ざった法人はないというのは、全体のシステムとして見たらやはりいびつだなという印象は持っています。もちろん、むしろ本当は実際にニーズがあるということの裏腹なのかもしれません。それとは別に、はたから見たときの印象としてもすごく不自然さを感じるようには思っています。

○松下座長 ありがとうございます。いろいろなオプションを用意するという先ほどの中西委員の御発言と通じるものがあるように伺いました。

どうぞ。

○出井委員 これはいろいろな可能性があると思うのです。一番考えられるのは、現在外国法共同事業で組合形式でやっている方々が法人成りをするというのか、それを法人化するというのが1つあると思います。それから、弁護士法人、つまり日本の弁護士だけが社員の法人に、先ほど申し上げたように、外国法事務弁護士のパートナー社員を迎え入れるというのがあると思いますし、逆にこれはA法人がスタートしたばかりなのでどれだけ例があるか分かりませんが、A法人に日本の弁護士のパートナーたる社員を迎え入れるという形態もあると思います。さらに言うと、これも実際の例はそれほどないと思いますけれども、A法人と日本の弁護士法人が合併するというのか、合体する、そういうものもあるかもしれません。

ということで、いろいろな可能性があると思います。ただ、先ほど皆さんからも出たようないろいろなB法人制度のメリット、あるいは法人制度のメリットを実際に生かすかどうかというのは、多分、こういう選択肢があるからすぐ飛びつくということにはなくて、いろいろな要素が関係してくると思います。税務とか、先ほども出た法人間の移行の制度をどのように仕組むか、あと解散をどのように制度的に仕組むかとか、そのあたりのいろいろな要素をクリアして初めて出てくる問題なので、おそらくB法人制度が導入されても、じゃ、現在の外国法共同事業の方がこぞって手を上げるかという、多分そういうことにはならないのではないかと見ています。

ただ、ニーズというのは、先ほど崎村さんがおっしゃったのですかね、やはりいろいろな可能性がある中で、将来的にオプションを増やすということでもある程度は言えると思いますので、そのように考えるべきではないかと思っております。ただ、具体的にどういう制度設計にして、どういうタイムスケジュールで制度化するのかというのは、これは実際のニーズを見ながらということでもいいのかなどは思っております。

○松下座長 ありがとうございます。どうぞ。

○出井委員 利用者側にどのようなメリットがあるかということも書かれているので、これについてもコメントしますが、今日は利用者側の方もいらっしゃっているので後から補

足いただきたいのですが、前回の平成21年に報告書を取りまとめたときは、割とはつきりしていて、利用者側からは別に法人であろうが、組合であろうが、個人であろうが、あまり関心はありませんということでした。要するにちゃんと仕事をリーズナブルな価格でやってくれればいいのだということだと思います。

ただ、いろいろな組織形態ができることによって弁護士業務が活性化し、いろいろな国際的な業務もできるようになるということで、間接的には利用者にとってもそれはメリットになるのかもしれませんが、おそらく利用者側で法人制度を作ってくれとか、そういう大きなニーズは私はあまりないと思うのですが、いかがでしょうか。

○亀井委員 補足はできませんけれども、確かにB法人でなければならんとかいうようなことはないと思います。だからその前回の御意見も、多分、ちゃんと仕事をやってくればいいという意味は、その組織形態に関わらず、ただ、これはB法人でなければ支店が開設できないのかというまた別の議論が次にあるとは思っているのですが、B法人に期待される場所は、例えばここにおられる大手の事務所が、ビジネスになるかどうかは御判断ですけれども、地方に展開されると、利用者としては安心感が増す。利用者という意味は、都会にいる者ではない方たちが使いやすくなるのではないのかと思います。想像ですけれども。

○加藤委員 私も直接的にB法人になったからどうというメリットは正直あまり分からないのですけれども、やはり1つ大きいものとして支店の話があるかなと思っています。実際に関西とか九州とかの方から、たまにですが、「外国に進出したいのだけれどもそういったことを取り扱う弁護士は知りませんか」というような話を伺うこともあって、やはりそういったニーズは確実にあるのだろうなと。そういったところに外国弁護士の法人の支店が展開できるようになれば、地方の利用者が使いやすくなるだろうなと思います。

あともう一つ、たしか第1回の検討会で、陳先生が日本にいらっしゃった際に、最初に事務所のオフィスを借りようとしたときに個人名でないと借りられなくて非常に驚かれたというお話があったかと思うのですが、そのように日本の制度がよく分からない、あるいは理解できないシステムしかないと思われるために、日本に進出するのをためらっている外国の弁護士が——進出はあくまでビジネスとしての判断だと思いますので、本当にそのような方がいるかどうか分かりませんが——もしそういう方々がいるのだとしたら、こういった分かりやすい法人形態の制度を作ることによって、日本への進出をしやすくする。それによって、利用者としても選択肢が増えるということはあるのかなと思います。

○松下座長 ありがとうございます。どうぞ。

○片山弁護士 日弁連で経験したことを申し上げます。

先ほど座長が、A法人という制度がある中でB法人をつけ加えることでどれだけメリットがあるかという問題設定をされたのですが、実はA法人を日弁連の中で会規を作るときに、米国商工会議所（A C C J）と外弁協会と意見交換をさせていただいたことがございます。A法人の制度化のためのルールだったのですけれども、そのときの回答が、自分たちはA法人に関心ないのでコメントなしと、B法人になったら考えますという見解でした。A法人にプラスしてB法人を導入するニーズがあるかという問題の立て方だ

と、おそらくA法人はあまり使われない可能性もございまして、むしろB法人になってから考えるという方がいらっしゃることは間違いないかなと思います。

○松下座長 なるほど。それはまさにニーズという話ですね。

○片山弁護士 はい。

○崎村委員 崎村です。

ニーズの話ですけれども、先ほどから支店化によって地方でもサービスが受けられるという話がありますが、その外弁が入っているB法人が支店化することによって、地方でも外国法のサービスを受けられるということももちろんですけれども、そのほかに考えなければいけないのは、どちらかという潜在的に日本法の方が大きく、たまたま外国法の弁護士が社員でいるから、法人化できずまた支店化もできない。したがって、日本法のいいサービスを地方で提供できていないといったこともあるのではないかと思いますので、そういった潜在的なニーズも考えて、必要かどうかを考えていく必要があるかなと思います。外国法のサービスだけではなくて。

○松下座長 日本の弁護士の比率が大きい共同事業だと支店が持てないという話ですね。

○崎村委員 そうです。

○松本官房付 1点だけ確認させていただきたいのですが、出井委員からB法人を仮に導入する際には、税務上の問題や法人間の移行や解散とか、クリアすべき技術的な問題があると思われるという趣旨の御発言がありました。こういったB法人を実際にやるときに、委員の皆様の御立場で、こういったクリアすべき問題があるのではないかなと思われるようなものがもしございましたら、教えていただけたらと思います。

○出井委員 すみません。クリアすべきというのは、法制度で手当すべきとかそういう問題ではなくて、もちろん法制度も変わっていくわけですがけれども、現在ある、あるいはその時点での法制度に照らして、各事務所、各弁護士が経営判断をしていくという意味でよろしいですね。

○松本官房付 ええ、まさにそういう。これを実際に導入する際に、判断する際にいろいろ組上に上がってくるであろうと思われるようなファクターといった趣旨で結構でございます。

○中西委員 確認ですけれども、税金の話というのは、先ほどおっしゃった、資金とかの関係でどちらが得かという話ですよね。

○出井委員 でしょう、はい。

○中西委員 前回平成20年から21年にかけて開催された研究会のときでもそのようなことを聞いた覚えがあるのですけれども、果たして法人化するのにメリットがあるのかどうかという……。

○出井委員 そういう問題です。税金だけではなく社会保険とかそういうものも含まれると思います。

○中西委員 ただ、運転資金とかそういう面とかはどうですか。

○出井委員 運転資金はあまり関係ないような気がしますけれども、おそらく所得でしょう。

○崎村委員 このB法人制度を作るに当たって、今そういったことをクリアしようとするのは、正直難しいと思います。なぜかという、特にB法人というのは、いろいろな外

国法事務弁護士が関わっている共同事業がこれからなるかもしれないという中で、本社がどこにあるかとか、本社がLLPなのかとか、いろいろなことによって考えなければいけないファクターというのが経営判断として変わってきますので、日本の法制度としてそれをできるだけクリアできるようにしてあげようというのは多分無理ですね。

ですので、今あるA法人、又は弁護士法人の制度を鑑みた上で、B法人がどうあるべきかというのをまず設定して、それにうまく入れる人は入るのでしょうし、例えば本社の形上、やはりここで法人化するのは難しいという人はそれをオプションから外すのでしょうけれども、それはB法人制度の中で何とかしようとするのではないと思います。

○中西委員　ですから、そういう話は経営判断みたいな話であって、御質問の話で詰めてほしいとすれば、解散とか移行というテクニカルな話で何か考えておかないと……。

ただ、移行とかそういうテクニカルな話については、前回ちょっと検討したことで、普通に行ったり来たりとかいうような形で問題なくできるのではないかという話だったのでしょいか。

○上妻委員　そうですね。結局、閣議決定にも至っていないので、法案と言ってしまっただけは差し支えがあるのでしょけれども、その段階では技術的な面はクリアされていたと感じていました。

○出井委員　なので整理としては、税務の問題というのはおそらく法人化を検討する際には使う側では大きな問題だと思いますけれども、しかし、皆さんから御指摘のとおり、その問題をここで議論して、B法人を使いやすくするために税務を変えるかとか、そういう議論はおそらくできないと思いますので、できるとすれば先ほどおっしゃった法人間移行の問題とか、そのあたりかなと思います。御質問の趣旨は、それ以外に何か、法人化をする際に考えるファクターがあるかとかそういうことですか。

○松本官房付　そういった点を忌憚なく伺いたいと思って、特段なければそれで結構ですけれども。

○岡田委員　すみません。岡田ですけれども、あえてそういう御質問に対して、法人になる、ならないのメリットとして見たときに、永続性があるというのはすごく大きいところではないですかね。

例えば事務所として永続性を持たせようとするときに、弁護士の中でも結構早い、若い段階で法人化されて永続性を持たせようというような形でやっておられる事務所もありまして、それなんか割とその事務所として比較的永続性を持たせるということが出来る。それは法人としてのメリットなのだろうと思います。もちろんそこに財産を持たせることも可能だし、ただ、先ほどから間違いなく何回も出ているように、法人のデメリットは税務の話であり、社会保険の話で、そこは必ず1つマイナス面としては出てくる。そのプラス面とマイナス面を皆さんがいろいろ考えながら検討されて、法人を選んだり、法人を選ばずにパートナーシップでやっておられる、こういう選択かなとは考えています。あえて言えば、支店を設置できるということが法人ではプラスの部分で、そこもまた評価の1つのファクターになってくるという、こんな状況ではないですかね。

○レブラン委員　レブランですけれども、税務の取扱いが有利か不利か、本当に多分、各事務所の状況によって違うと思いますので、それは各事務所が判断しなくてはならないということだと思います。

○松下座長 逆に言うと、ここで議論してもあまり仕方がないかもしれませんね。

○崎村委員 そうですね。

○レブラン委員 そのとおりです。

○松下座長 なるほど。今日、この論点整理でまとめていただいた項目については、もしかしたら私の勘違いで漏れがあるかもしれませんが、一通り大体御意見をいただけたように思うのですけれども、まだ御発言を控えていた方がいらっしゃれば、ぜひここで御発言をしていただきまして、よろしくお願いします。

○陳委員 先ほど検討した幾つかのメリットがあります。個人的な感覚なのですが、全て私にとっては大変いいことであって、前向きに検討したいと思います。まずは、例えば法人化になりますと、責任、権利、義務がより明確になると思います。これが1つ。もう一つはさっき皆さんがおっしゃっていた社会保険のこと。外弁事務所の場合、全ての弁護士が外弁登録することはありません。登録されていない方や一般の事務職員は、業務をサポートしてもらっていますが、その人たちの社会保険が今現時点では十分ではありません。もちろん組合をつく作ることもあと聞いていますが、その制度がいまいちよくありません。なので、法人化になりますとそういう部分が明確になるかなと期待しております。

また、さっき税金の話もありました。税務申告全てのことについては日本の法律上、外弁の自営業です。しかし、外弁事務所では、ほかのアシスタントがたくさんおりますので、これは全部外弁がやっていたことではありません。事実と全く違います。ただ、法律上からそのように申告しなければなりません。すごく厄介なことであります。

そういう点でいろいろありますが、法人化になってこれで解決できれば、大変いいこと。法人化になりますと有限責任ではありませんが、契約などにおいては、外弁が当事者から連帯保証人になる、それでも大きな進歩であると思います。

○松下座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。一通り御意見が伺えたと思うのですが、全体を通じてでも結構です。1に戻っていただいても結構ですが、いかがでしょうか。大体お考えは伺えたと理解してよろしいでしょうか。

それでは、大体御発言は伺えたように思いますので、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。活発な御意見を頂戴できまして、本当にありがとうございました。

それでは最後に、次回の予定につきまして、事務局からお願いいたします。

○松本官房付 次回は検討会の前半で議論していただいた職務経験要件と、直近で今御議論いただきましたB法人制度の2点について、検討会の取りまとめに向けた更なる意見交換をお願いしたいと考えております。次回検討会は2月2日10時からの開催を予定しております。本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

○松下座長 場所は、今度は日弁連ですか。

○松本官房付 法務省です。

○松下座長 わかりました。

それでは、ちょっと早いですが、委員の皆様方におかれましてはよいお年をお迎えくださいますように。

—了—